

## 船橋市地域災害医療対策会議医療部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市地域災害医療対策会議設置要綱（以下「対策会議設置要綱」という。）第6条の規定に基づき設置された、船橋市地域災害医療対策会議医療部会（以下「医療部会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 医療部会は、対策会議設置要綱第2条に掲げた事項を所掌する。

(組織)

第3条 医療部会は、委員7人以内をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選によりこれを定める。

(委員及び任期)

第4条 医療部会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が指名する。

- (1) 船橋市医師会に属する者
- (2) 船橋歯科医師会に属する者
- (3) 船橋薬剤師会に属する者
- (4) 船橋市災害医療コーディネーター
- (5) その他市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 部会長は、必要に応じて委員を招集し、議長となって議事を整理する。

2 部会長が不在の時は、副部会長が議長代理を務める。

3 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 医療部会の事務局は、保健所健康危機対策課が行う。

(災害補償)

第7条 医療部会の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。